

1. 議事日程

[平成25年第1回安芸高田市議会3月定例会第22日目]

平成25年 3月15日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第3 同意第2号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第4 議案第9号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第12号 安芸高田市光ネットワーク設備管理運営基金条例
- 日程第6 議案第15号 安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第7 議案第21号 安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第16号 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例
- 日程第9 議案第17号 河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 日程第10 議案第34号 平成25年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第11 議案第35号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第36号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第37号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第38号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第15 議案第39号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第40号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第41号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第42号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第43号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第20 議案第44号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第45号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第22 議案第46号 平成25年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第23 議案第48号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第49号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 閉会中の継続審査及び調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子		

5番	前 重 昌 敬	6番	石 飛 慶 久
7番	児 玉 史 則	8番	大 下 正 幸
9番	水 戸 眞 悟	10番	先 川 和 幸
11番	熊 高 昌 三	12番	宍 戸 邦 夫
13番	山 本 優	14番	秋 田 雅 朝
15番	藤 井 昌 之	16番	青 原 敏 治
17番	金 行 哲 昭	18番	塚 本 近

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

4番 下 岡 多美枝

4. 会議録署名議員

10番 先 川 和 幸 11番 熊 高 昌 三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	沖 野 文 雄
企 画 振 興 部 長	竹 本 峰 昭	市 民 部 長	新 川 昭 夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武 岡 隆 文	産 業 振 興 部 長	清 水 勝
産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	小 田 忠	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	河 野 正 治
教 育 次 長	沖 野 和 明	消 防 長	久 保 高 憲
会 計 管 理 者	森 川 薫	八 千 代 支 所 長	叶 丸 一 雅
美 土 里 支 所 長	高 本 修	高 宮 支 所 長	藤 井 静 雄
甲 田 支 所 長	益 田 茂 樹	向 原 支 所 長	岡 崎 賢 志
行 政 経 営 課 長	西 岡 保 典	政 策 企 画 課 長	山 平 修

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	外 輪 勇 三	事 務 局 次 長	山 中 章
係 長	森 岡 雅 昭	専 門 員	藤 堂 洋 介

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

○塚本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は17名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。  
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、一昨日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長 秋田雅朝君。

○秋田議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会報告を行います。  
本日の会議の運営につきまして、去る3月13日、議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。  
追加案件となる、同意第1号及び同意第2号の取り扱いについて協議を行い、提案理由説明後、採決を行うよう日程に追加いたします。以上、報告を終わります。

○塚本議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において10番先川和幸君、及び11番 熊高昌三君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○塚本議長 日程第2、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。  
同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもので、平成25年4月27日をもって任期満了となる佐々木哲志さんの後任として、永岡サヨ子さんを任命いたしたいとするものであります。

永岡サヨ子さんは、昭和44年に高宮町役場に採用され、その後、平成19年までの約39年間の大半を教育委員会事務局員として教育行政全般に多大な貢献をされてきました。

特に、合併後の平成18年4月からは、安芸高田市教育委員会事務局高宮教育分室長として、また田園パラッツォ図書館長として高宮町の生涯

学習活動の中心的存在としてその手腕を発揮されてこられました。教育行政に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、教育委員として適任であると確信をいたしております。よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長

異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長

異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第2号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○塚本議長

日程第3、同意第2号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

同意第2号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員長でありました藤嶋義久さんが、去る3月8日、急逝をされました。藤嶋さんにおかれましては、合併以来、引き続き、委員長をお引き受けいただいております、心より哀悼の意を表するとともに、御冥福をお祈りいたすものでございます。

よって、本件は、地方税法第423条第4項の規定により、次の委員に、小川博昭さんを選任するものであります。小川さんは、昭和37年に大蔵省中国財務局に入局され、平成16年に定年退職されるまで、長く財政事務に携わってこられました。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。
これより同意第2号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第9号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第5 議案第12号 安芸高田市光ネットワーク設備管理運営基金条例

○塚本議長 日程第4、議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件、及び日程第5、議案第12号「安芸高田市光ネットワーク設備管理運営基金条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本2件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 山本優君。

○山本総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長報告を行います。

去る平成25年2月22日付で、総務企画常任委員会に付託のありました、議案第9号及び議案第12号の2件について、議案審査の結果を報告いたします。

付託されました議案2件につきまして、3月4日に委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、ふれあいセンターいきいきの里など再指定施設を含め14施設を「安芸高田市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」により指定管理者の候補を選定したものであります。

この14施設について指定期間は、1年間のものが9施設、3年間のものが1施設、5年間のものが4施設あり、原則として、新規に協定を締結する指定管理候補者については、1年間。また、地域振興施設や基幹集会所などの集会施設については、3年間。さらに住民サービスを提供する施設や住民福祉の向上に寄与する施設等については、人材の維持や確保、また安定的なサービスの提供などの観点から5年間指定管理をお願いするという考え方であるとの説明がありました。

委員から、「指定管理を受ける組織について、地域集会所などは、現在の状況でいいと思うが、今後、責任の所在をはっきりさせるためにも法人化していくなど、総合的な考え方を伺う。」との質疑があり、執行

部より、「原則として今回の指定管理の施設等は、個人ではなく、基本的に法人格を有する団体に指定管理者として選定していきたいという考えであり、行政的にも指導してまいりたい。ただし管理形態、状況によっては、そうではない部分もあり、やむを得ないという判断で対応してまいりたい。」との答弁がありました。次に、議案第12号「安芸高田市光ネットワーク設備管理運営基金条例」は、平成25年4月から光ネットワーク整備事業によるインターネットサービスや「お太助フォン」の一部供用開始に伴い、設備の管理運営経費の財源に充てるため基金条例を制定し、基金へ積み立てる内容や基金の適正な管理について規定を定めるものであります。

委員から、「どうして基金を積み立てるという考え方をされたのか」との質疑があり、執行部より、「今後、設備を更新する時期を迎えたとき、全てを一般財源で賄うということは大変厳しいため、使用用途を設備更新に特定して、基金を積み立てることで対応していきたいと考えている」との答弁がありました。

また、「機器の更新は、お太助フォンだけなのか、センター局の機器等も想定されているのか。」との質疑があり、執行部より「機器更新については、お太助フォンからセンター局、サブセンター局の管理サーバー機器等の更新に対応することを想定している。そのため、加入促進をはかりながら、基金を多く積み立てる環境を用意していきたい。」との答弁がありました。

付託されました2議案について、それぞれ慎重に審査、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第9号及び議案第12号の2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより本2件を個別に採決いたします。

まず、議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「安芸高田市光ネットワーク設備管理運営基金条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第15号 安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部条例

日程第7 議案第21号 安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第6、議案第15号「安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部条例」の件、及び日程第7、議案第21号「安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本2件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 児玉史則君。

○児玉文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成25年2月22日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

付託された2議案につきまして、3月5日に委員会を開き、市長、教育長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第15号「安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部条例」は、平成24年5月11日に公布された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第37条において準用する、法第26条の規定に基づき、安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

委員より、「この条例の『新型インフルエンザ』の定義、及び、『新型インフルエンザ等』の『等』とは何を指しているのか。」との質疑があり、執行部より、「新型インフルエンザの定義は、鳥から人に感染する高病原性鳥インフルエンザが変異し、人から人に感染するようになったものを新型インフルエンザと表現している。また、新型インフルエンザ『等』としているのは、国の対策特別措置法が、新型インフルエンザのみを対象にするものではなく、新たに蔓延する危険性のある新しい感染症にも対応する法律ということで制定されているため、『等』という表現で幅広く対象を捉えている。」との答弁がありました。

また、委員より「対策本部の人数は何名程度想定しているのか。」との質疑があり、執行部より、「現在、具体的な人数について示されたものがないが、今後、国の行動指針、あるいは県の行動計画に具体的な人数等が示されるので、それを参考としながら、市のほうでも人数、構成について検討してまいりたい。」との答弁がありました。

慎重に審査をし、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号「安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例」は、安芸高田市給食センターの調理の余剰能力の活用と、子育て支援の観点から、私立の幼稚園にも給食の提供を可能にするための、改正を行うものです。

委員より、「これまでの経過及び内容等」についての質疑があり、執行部より、「八千代にあります私立の『ひの川幼稚園』において、昨年末に感染症が発生した経緯から、弁当業者より弁当給食の中止の申し出があったこと、また、ひの川幼稚園のほうで、安芸高田市給食センターの食育の取り組みに非常に興味を持たれていることから、ひの川幼稚園及び保護者会の総意により、週2食の給食の提供を申し出られたものである」との答弁がありました。

また、委員より、「給食費について」の質疑があり、執行部より、「市長の判断を仰ぎながら、公立との関係の中で総合的な判断をさせていただきたい」との答弁があり、委員より「同じ安芸高田市の子どもであるので、同等ということをお願いしたい」との要望がありました。

慎重に審査をし、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告といたします。

○塚本議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第15号及び議案第21号の2件に対する討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより本2件を個別に採決いたします。

まず、議案第15号「安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第16号 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める  
条例

日程第9 議案第17号 河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的  
基準を定める条例

○塚本議長 日程第8、議案第16号「道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例」の件、及び日程第9、議案第17号「河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本2件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 平成25年2月22日付で、産業建設常任委員会に付託のありました、議案第16号及び議案第17号の2議案につきまして、審査の結果を報告いたします。

付託されました2件の議案につきましては、3月6日に委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第16号「道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例」の案件は、地域の自主性、及び自立性を高め、また改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「地域主権改革に係る一括法」において、道路法の一部が改正され、これに基づく道路の構造の技術的基準を条例で定めるとされたことに伴い、必要な事項を定めるものです。

次に、議案第17号「河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の案件は、議案第16号と同様に、「地域主権改革に係る一括法」において、河川法の一部が改正され、これに基づく準用河川管理施設等の構造の技術的基準を条例で定めるとされたことに伴い、必要な事項を定めるものです。

審査の中で出された主な質疑や意見は次のとおりです。

議案第16号「道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例」では、委員より、「この条例を定めることにより、市にとってどういった影響があるのか。」との質疑があり、執行部より、「市の条例は国の基準を流用しているため、今までと変わったところはない。ただし、歩道の幅員2メートル以上や待避所の長さなど構造令で決められている部分、標識の寸法、線の太さ等、現地等を勘案し、市の独自基準を設けている。」との答弁がありました。

また、委員より、「以前より基準自体はあり、歩道、待避所、道路標識の部分だけを市の条例で定めると理解してよいのか。」との質疑があ

り、執行部より、「今までの構造的基準は技術的なものとして定められており、これまでどおりその基準を使うということになるが、地域主権ということで国が地方自治体で基準を定めるよう通達した関係により、これを含め市の条例で定めることにした。」との答弁がありました。

付託の2議案について、それぞれ慎重に審査、採決した結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第16号及び議案第17号の2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。

これより本2件を個別に採決いたします。

まず、議案第16号「道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第10 | 議案第34号 | 平成25年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第35号 | 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第36号 | 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第37号 | 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第38号 | 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第39号 | 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第40号 | 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第41号 | 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予 |

算

日程第18 議案第42号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算

日程第19 議案第43号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算

日程第20 議案第44号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算

日程第21 議案第45号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算

日程第22 議案第46号 平成25年度安芸高田市水道事業会計予算

○塚本議長 日程第10、議案第34号「平成25年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第22、議案第46号「平成25年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの13件を一括して議題といたします。

本13件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の委員長報告をいたします。

平成25年2月22日付で、本委員会に付託された議案の審査結果を報告いたします。

付託されました、議案第34号から議案第46号までの13議案について、3月8日、11日、12日の3日間、予算決算常任委員会を開催し、市長・副市長、及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

平成25年度の予算規模は、一般会計が209億5,900万円となり、24年度と比較して25億8,500万円、前年対比11%の減、特別会計全体が、総額113億3,181万7,000円となり、前年対比2%の増、水道事業会計が、4億9,056万4,000円となり、前年対比2.7%の減となっております。

主要事業におきましては、69事業のうち25事業が新規事業となっております。

審査を通して出された、特徴的な質疑とその答弁は次のとおりです。

「一般会計予算」では、総括質疑の中で、委員より、「25年度当初予算の歳入において、2番目に大きな割合を占めている地方税のうち、市税が大きな減額となっている。今後、合併特例加算が減額される中、この減額をどう捉えているのか。」との質疑があり、執行部より、「法人市民税が大きく減額するなど、経済の動向が大きく影響しているが、こうした状況であっても財政健全化計画をきちんと実行しながら全体予算を編成する必要があると考える。」との答弁がありました。

「総務部所管」におきましては、「安全・安心パトロール事業」に関連して、委員より、「以前より不法投棄の監視や回収も行われているが、不法投棄の現状や傾向はどうなっているか。」との質疑があり、執行部より、「週に一度市内を巡回し、広報活動や道路等の安全点検、ごみの不法投棄の監視を実施している。大型ごみの不法投棄は減少しているが、家庭ごみ等の投棄が多い状況であり、関係課や警察署と連携し、立て札の設置やパトロールの強化を進めている。」との答弁がありました。

「企画振興部」所管におきましては、「未来創造事業」に関連して、委員より、「前年度から一般事業に関する委託料がかなり増額しているが、今年度はどこに重点を置いて取り組まれるのか。」との質疑があり、執行部より、「昨年度は、主に神楽や毛利元就などのPRに重点をおき事業展開を行ったが、今年度はPRとともに、観光消費額をふやすための仕組みづくりへシフトし、新たな事業展開を図りたい。」との答弁がありました。

また、「光ネットワーク整備事業」に関連して、委員より、「光ネットワーク管理運営費の8,596万4,000円は、毎年継続して計上されるのか。」との質疑があり、執行部より、「施設の維持管理経費については、IRU事業者の中国ブロードバンドサービス株式会社が支払うという基本協定を締結しており、25年度は、市の工事費などを除いた管理経費7,000万円を『光ネットワーク設備貸付収入』として歳入計上をしている。今後も、当該年度に要した管理経費は、歳入歳出とも継続的に計上となる。」との答弁がありました。

「市民部」の所管におきましては、「環境保全対策の推進」に関連して、委員より、「じんかい処理は、さまざまな要因で経費がふえることが予想される。増加の傾向と要因は。」との質疑があり、執行部より、「きれいセンターでのごみの処理量は可燃ごみが一番多く、前年度と比較して約173トンふえており、要因として企業ごみの増加が考えられる。市民のごみに対する認識も徐々に高まっているが、啓発をさらに進め、生ごみ等の資源化も考えながら、分別収集をふやす取り組みも進めたい。」との答弁がありました。

「福祉保健部」所管におきましては、「生活保護扶助費」に関連して、委員より、「23年度より扶助費が減少しているが、減少した理由等は分析されているか。」との質疑があり、執行部より、「就労状況が回復し、24年度内で15名の方が就労されるなど、改善してきていることが大きな要因であると考え。就労の理由とする保護廃止件数の増加とともに、世帯あたりの保護単価も減少しており、就労の好転によるものと理解している。」との答弁がありました。

また、新規の「生活習慣病重症化予防事業」に関連して、委員より、「この新規の事業は、こういった事業展開をされるのか。」との質疑があり、執行部より、「若年期から生活習慣病を予防するという視点であり、小中学生の段階で血液検査等を実施し、結果により保護者に食生活の改善等の必要性を理解していただくなどの取り組みを行う。26年度からの実施に向け、今年度は事業計画を策定してまいりたい。」との答弁がありました。

「産業振興部」所管におきましては、「新規就農総合支援事業」に関連して、委員より、「新規事業として1,500万円の予算を計上されているが、この事業の詳細は。」との質疑があり、執行部より、「農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するため、

国の施策である「人・農地プラン」を作成し、このプランに位置づけられた青年就農者に対し支援する事業である。幾つかの条件があるが、最長5年間で年間150万円を支給するもので、25年度は10名の候補者があがっている。」との答弁がありました。

また、「観光協会設立支援事業補助金」に関連して、委員より、「新設される観光協会をどのような組織体系にして、その役割としてどのような目標を持っているのか。」との質疑があり、執行部より、「市域のさまざまな関連事業者・団体が集まり、一つの組織で事業展開する形態で進めていきたい。将来的には、収益事業等にも取り組む予定であり、組織運営上、責任の所在を含め、法人化は必要であると考えている。市内のさまざまな観光資源などをつなぎあわせることで、人の流れ、物の流れ、地域全体の経済振興へとつないでまいりたい。」との答弁がありました。

「建設部」所管におきましては、「国道沿線活性化事業」に関連して、委員より、「道の駅の測量調査設計業務について、国と市との事業区分やJAとの連携をどう考えて調査する予定なのか。」との質疑があり、執行部より、「道路管理者と市が一体となった道の駅の整備を考えている。市は用地や建物調査を行い、地域振興施設計画や運営等の検討も行う必要がある、それに対する委託料として予算計上している。」との答弁がありました。

「教育委員会」所管におきましては、「みつや協育推進事業」に関連して、委員より、「市の教育において、この事業は目玉であり力を入れておられるが、前年度より約200万円謝礼金が減額しているのはなぜか。」との質疑があり、執行部より、「輝ら里での通学合宿において、夜間の宿泊指導謝金を減額しているのが主なものである。学校と協議を重ね、中学校において、自校の教員が夜も含めて指導したいということで、宿泊指導員の謝金を削減した。」との答弁がありました。

特別会計予算・公営企業会計予算では、「水道事業会計」におきまして、委員より、「甲田町山田地区が25年度より工事着手となっているが、事前の加入率は何%になるか。また、いつごろから工事着手となるのか。」との質疑があり、執行部より、「事業説明会を行った結果、ほぼ100%の加入率となった。現在測量設計を行っている段階で、設計が終わり次第、工事着手する予定であり、8月から9月の着手を予定している。」との答弁がありました。

審査の結果につきまして、議案第34号「平成25年度安芸高田市一般会計予算」から、議案第46号「平成25年度安芸高田市水道事業予算」までの13議案をそれぞれ起立により採決した結果、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○塚本議長

これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
続いて、本13件に対する討論を行います。討論はありませんか。
討論がありますので、これより本13件を個別に討論・採決を行います。
まず、議案第34号「平成25年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する
討論の発言を許します。まず、反対討論の発言を許します。
(討論なし)
- 塚本議長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
児玉史則君。
- 児玉議員 議案第34号「平成25年度安芸高田市一般会計予算」に対する賛成討論
を行います。
平成24年度当初予算235億円に対し、平成25年度当初予算は209億円と
26億円の減額予算を編成されております。
予算の分配に対しては議論の余地があるところですが、財政健全化計
画で設定されております予算規模208億円に対し、1億円の差ではありま
すが、総額で近づけられていること。このことは行財政改革に真剣に取り
組まれている結果であり、また、予算編成時に慎重に御検討を加えら
れた結果であろうと思います。
財政健全化には、日ごろ厳しい意見を述べさせていただいております
が、今年度の予算編成に関し、市長をはじめ、職員の皆さんの御努力の
結果を素直に認め、敬意を表し、会派を代表して、議案第34号「平成25
年度安芸高田市一般会計予算」に賛成をいたします。
- 塚本議長 ほかに討論はありませんか。
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第34号「平成25年度安芸高田市一般会計予算」の件を起
立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計予
算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第35号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計
予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第36号「平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第36号「平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第37号「平成25年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第37号「平成25年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第38号「平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第38号「平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第39号「平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第39号「平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第40号「平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第40号「平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第41号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第41号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第42号「平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第42号「平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第43号「平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はあり

ませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号「平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号「平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号「平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号「平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号「平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号「平成25年度安芸高田市水道事業会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号「平成25年度安芸高田市水道事業会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第48号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）

日程第24 議案第49号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○塚本議長 日程第23、議案第48号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件、及び日程第24、議案第49号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」の件の2件を一括して議題といたします。

本案は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 平成25年3月13日付で、予算決算常任委員会に付託のありました、議案第48号及び議案第49号の2件の補正予算について、審査の結果を報告いたします。

今回の2件の補正予算はいずれも、2月26日に成立した国の補正予算に関連する事業費を計上したもので、予算の実施については全て平成25年度に繰り越しとなるものです。

付託されました議案について、3月13日に委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第48号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」は、既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,365万4,000円を追加し、予算の総額を241億1,191万6,000円とするもので、歳出におきまして、消防施設整備事業費、広域ネットワーク管理事業費、自治振興推進事業費、林道新設改良費、市道改良事業費等の増額が主な内容でありました。

審査の中で出された特徴的な質疑や意見は次のとおりです。

企画振興部の審査におきまして、委員より「広域ネットワーク管理事業費の詳細な内容は。」との質疑があり、執行部より「平成13年度に整備した広域ネットワークで、二重化されていない八千代支所から美土里支所間に光ファイバー網を敷設し強靱化することで、災害などで断線しても情報網を維持できるようにするものであり、今後、土師ダムや神楽門前湯治村などの観光施設に専用の光回線を活用して高速の公衆無線LAN等を設けることも可能になる。」との答弁がありました。

また委員より「自治振興推進事業費の詳細な内容は。」との質疑があり、執行部より「過疎集落等自立再生緊急対策事業というメニューで、各地域振興会に照会し、甲田町の小原地域と美土里町の生桑地域の2つの振興会から計画書の提出があり、内容は農産物や伝統製品の生産販売拠点及び店舗の整備と地域住民の生活支援サービスに関するものであるが、事業の実施については国の補助事業として採択されることが条件で

あり、採択されない場合には、他の事業メニューの情報提供等、地域と連携して対応したい。」との答弁がありました。

議案第49号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入・歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,880万円を追加し、予算の総額を4億1,790万2,000円とするもので、歳出におきまして、管理運営費、施設建設費の増額が主な内容でありました。

審査の中で出された特徴的な質疑や意見は次のとおりです。

委員より「25年度の新年度予算にも同額の委託料が計上されているが今回の補正の内容は。」との質疑があり、執行部より「農業集落排水処理施設が12カ所あり新年度予算でそのうち6カ所の台帳整備を計上しており、今回の補正で6カ所の台帳整備を計上している。25年度はあわせて計12カ所の台帳作成を実施し機能診断調査を行い、26年度で機能診断調査に基づいた最適整備構想を策定する予定である。」との答弁がありました。

各会計の「歳入・歳出」それぞれ慎重に審査し、補正額・補正内容等、適正であると判断し、議案第48号及び議案第49号の2議案について、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、本2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより本2件を個別に採決いたします。

まず、議案第48号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 閉会中の継続審査及び調査の件について

○浜田市長 日程第25、「閉会中の継続審査及び調査の件について」を議題といたします。議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成25年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員